

## 板橋区災害時受援応援計画の改定方針

### 1 計画の目的

令和6年1月の能登半島地震をはじめ、台風や集中豪雨、線状降水帯などの大規模な風水害が全国的に多発・激甚化し、深刻な被害を及ぼしている。首都直下地震や大規模水害により、板橋区に甚大な被害が生じる場合、区職員の総力を結集し、区民の生命・財産を守るとともに、迅速かつ的確に災害対応にあたっていく必要がある。

区では、令和6年度に「災害時配送ステーション」(舟渡四丁目)を整備し、新たな地域内輸送拠点として位置付け、支援物資の保管・配送機能の強化を図ったところである。

また、総務省の応急対策職員派遣制度や災害時相互援助協定等に則り、今後も区が被災自治体へ職員を派遣していくことが想定される。

こうした状況を踏まえ、令和2年3月に策定した「板橋区災害時受援計画」を改定し、支援物資の輸送体制を再構築するとともに、区から被災自治体への職員の応援体制を盛り込んだ「板橋区災害時受援応援計画」(以下、「本計画」という。)を策定する。

なお、計画策定にあたっては、Ready(準備段階)-Go(実行段階)の考え方のもと、発災時に迅速かつ的確な対応を図る体制を構築していく。

### 2 改定の主なポイント

#### (1) 防災関係機関による支援

警察・消防・自衛隊への災害派遣要請に加えて、各省庁が所管する災害派遣チーム(DMATやTEC-FORCEなど)を「防災関係機関」としてまとめ、支援内容等を整理する。

#### (2) 災害時における地域内輸送拠点の活用

新たに整備した「災害時配送ステーション」の役割を含め、区の物資輸送体制を再構築する。

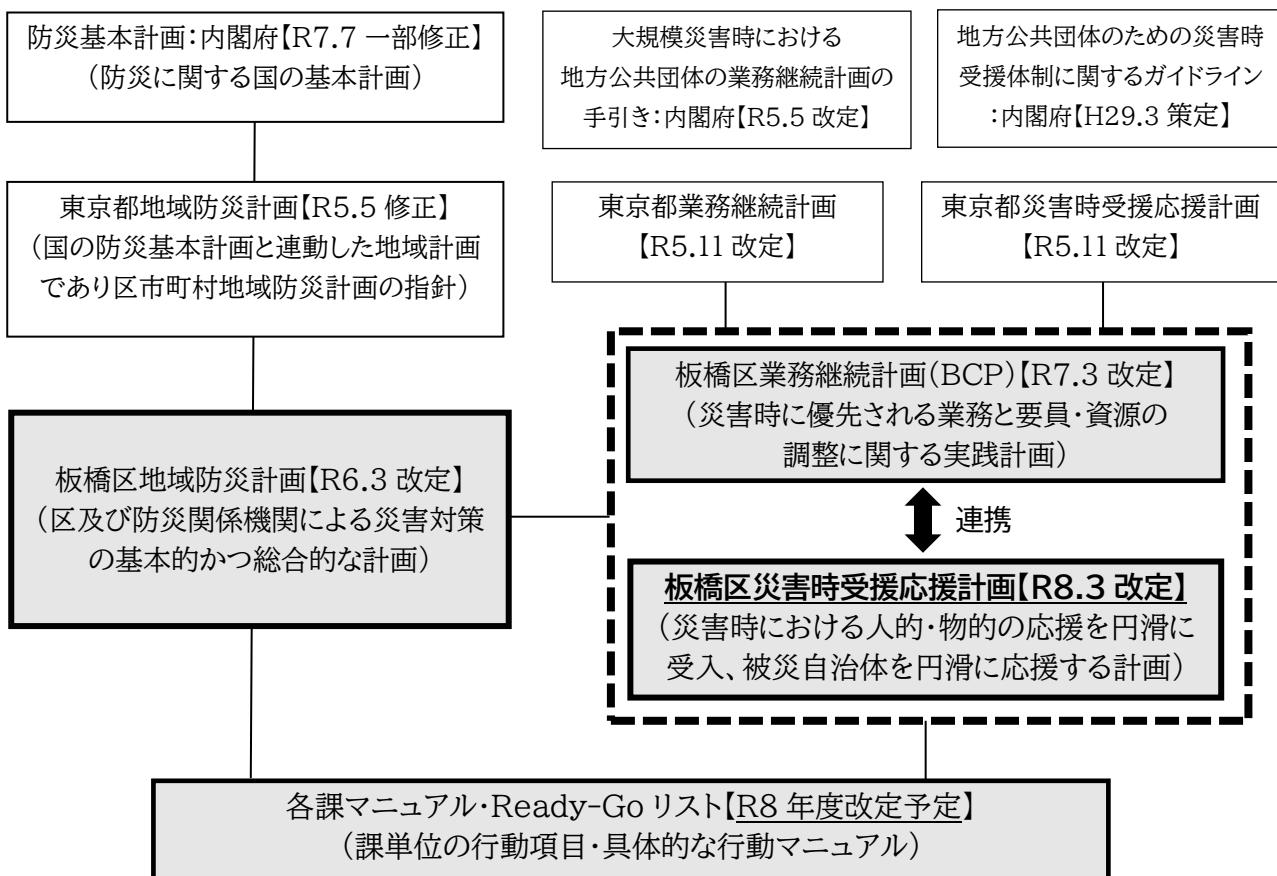
#### (3) 被災自治体への応援

被災自治体から区に対し、災害応援要請があった場合の体制及び対応手順を示す。

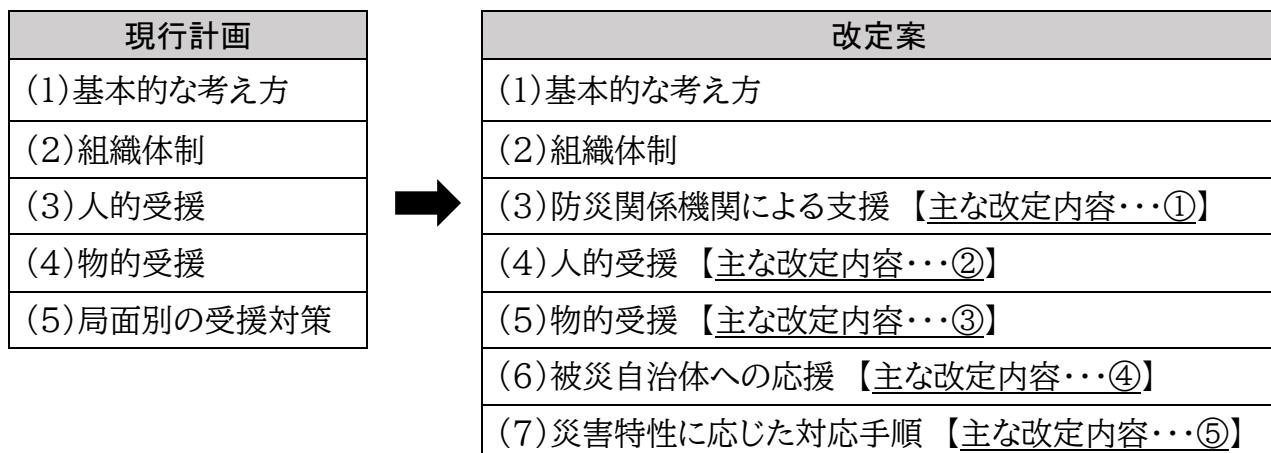
### 3 本計画の位置付け

本計画は、「板橋区業務継続計画(BCP)」や「各課マニュアル」等とともに、災害対策基本法に基づく「板橋区地域防災計画」を補完する計画である。

区としては順次各計画の改定を行っており、本計画改定後、各所管課において令和 8 年度に「各課マニュアル・Ready-Go リスト」の改定を進めていく。



### 4 計画の構成



## 5 主な改定内容

### ① 防災関係機関による支援【新規】

現行計画の「局面別の受援対策」(警察、消防、自衛隊への派遣要請)については、厚生労働省の DMAT(災害派遣医療チーム)や国土交通省の TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)等、各省庁の災害派遣チームを含め、「防災関係機関による支援」としてまとめ、整理する。

### ② 人的受援【拡充】

総務省策定の「応急対策職員派遣制度」に基づき、板橋区から東京都への要請方法と応援職員の態勢を整理する。また、業務を所管する災対各部が行うこととなっている、専門業務に関する人的支援の要請の流れと手続きについて追記する。

### ③ 物的受援【拡充】

令和6年9月末に竣工した「MFLP・LOGIFRONT 東京板橋」内に整備した「災害時配送ステーション」を地域防災計画上の地域内輸送拠点として位置づけたことを踏まえ、「小豆沢体育館」、「上板橋体育館」といった既存施設の活用を含む物資輸送体制について整理する。

併せて、災害時の災対各部の役割を明確にするとともに、地域内輸送拠点にて従事する職員体制についても見直しを行う。

### ④ 被災自治体への応援【新規】

現計画では、「人的受援」「物的受援」についてのみの記載で、板橋区から被災自治体への応援について定められていなかったため、今回の改定において具体的な対応手順等を記載する。

### ⑤ 災害特性に応じた対応手順【新規】

現計画では、首都直下地震を想定した対応手順を記載していたが、「大規模風水害」、「火山噴火(富士山噴火による降灰)」も含めて想定し、災害特性に応じた東京都と板橋区における受援応援の対応手順や役割を記載する。

## 6 改定スケジュール

日程	会議	計画
11月11日	庁議	改定方針
12月 9日	災害対策調査特別委員会	
2月 4日	庁議	案
2月24日	災害対策調査特別委員会	
3月23日	防災会議【決定】	